

提案書作成に関する質問の回答（千葉市ふるさと農園）

No.	質問	回答
1	現在のホームページは引き継げるのか？	<p>千葉市指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理者の再選定の結果、既存の指定管理者とは異なる者が指定管理予定候補者となった場合、次期指定期間の管理運営に円滑に移行できるよう引継ぎを行うこととなっております。そのため、引継ぎの際に、既存の指定管理者にご確認及びご相談ください。</p>
2	農業機械、何があって、何がないのか。いつ、どのように確認することが出来るか？	<p>【参考：千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋） P.50～P.51】</p> <p>3 指定管理者変更時の手続</p> <p>指定管理者の再選定の結果、既存の指定管理者とは異なる者が指定管理予定候補者となった場合、次期指定期間の管理運営に円滑に移行できるよう、以下の手続を行う。</p>
3	委託業者一覧共有は可能でしょうか？	<p>(1) 引継調書の提出</p> <p>既存の指定管理者は、指定期間中の管理状況、懸案事項等の引継事項について引継調書を作成し、指定期間満了日の2か月前までに、市に提出するものとする。</p> <p>引継調書の様式は特に定めていないが、市の備品台帳、施設の維持管理状況、指定期間中における市民の利用状況、その他管理運営に当たり特に注意すべき点などが記載項目として考えられる。</p>
4	アルバイト等雇用引継ぎは可能でしょうか？	<p>なお、指定管理者が持参する等した指定管理者所有の備品は、原則、指定期間終了後に指定管理者が撤去することになるが、次期指定管理者との間で物品の継続使用について合意した場合は、当該備品の所有権帰属状況を明らかにするため、指定管理者から次期指定管理者に当該備品の所有権を移転する旨の文書を市に提出させること。</p> <p>(2) 文書の引継ぎ</p> <p>指定管理業務に関する文書については、引継ぎの際の紛失等の事故がないよう、市を経由して行うか、市が立会いのもとで行うものとする。</p>
5	事務所の備品関係何があるのか。いつ、どのように確認することが出来るか？	<p>特に個人情報の取扱いには注意し、旧指定管理者の従業員が持ち出すことのないよう、厳重に取り扱うものとする。</p> <p>(3) 利用料金等の引継ぎ</p> <p>次期指定期間の施設の使用に関し、前納されて旧指定管理者が収受した利用料金については、次期指定管理者の利用料金収入とすべきものであるため、旧指定管理者から次期指定管理者に引継ぎを行うものとする。</p>
6	動物の飼育は可能でしょうか？（馬、鶏、ヤギ、豚など）	<p>動物の飼育に当たっては、以下の点にご留意いただいた上で、予めご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、必要な手続を行うこと。 ・本施設は、住宅や学校に隣接しているため、周辺環境に配慮する必要があります。そのため、近隣への影響が生じる事業を行う場合は、その影響への対策を講じるとともに、影響を受けることが想定される周辺住民や学校関係者などに対して事前に説明し了承を得ること。

提案書作成に関する質問の回答（千葉市ふるさと農園）

No.	質問	回答
7	敷地内での寝泊まり（簡易テント等）を伴うイベントは可能でしょうか？	<p>施設の使用時間等は、設置管理条例で定められております。</p> <p>設置管理条例に定められた使用時間以外で使用する場合は予めご相談ください。</p> <p>【参考：千葉市ふるさと農園設置管理条例（抜粋）】 (休園日) 第6条 ふるさと農園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長がふるさと農園の管理上必要があると認めるときは、臨時に休園日を変更し、又は休園日以外の日に休園することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)</p> <p>2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項各号に規定する休園日に開園することができる。</p> <p>(使用時間) 第7条 ふるさと農園の使用時間(以下この条において「使用時間」という。)は、午前9時から午後9時(ほ場にあつては、午後5時)までとする。</p> <p>2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に開園することができる。</p>
8	施設等の内装工事は可能でしょうか？	<p>予めご相談ください。</p>
9	産廃費用は、指定管理者負担となるかどうか（既存設置物撤去の際など含め）	<p>廃棄物の処理費用は、原則、指定管理者の負担となります。</p> <p>ただし、市が行う修繕等により生じた廃棄物の処理は市が行います。</p>